



おぐら
尾倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和4年6月24日(金)発行
校長 栗原博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心もち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
 - ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
 - ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

7月行事をお知らせします！

日	曜	行事予定	日	曜	行事予定
1	金	部活動壮行会(6校時) 第2回家庭教育学級(本校)	13	水	保護者会(2日目)
			14	木	保護者会(3日目)
2	土	ソフトテニス区内大会(桃園庭球場) バスケット区内大会(枝光台中)	15	金	保護者会(4日目)
			16	土	ソフトテニス市内大会(三萩野庭球場) 陸上市内大会(鞘ヶ谷競技場)
3	日	ソフトテニス区内大会(桃園庭球場)	17	日	ソフトテニス市内大会(三萩野庭球場)
5	火	進路講演会(2・3年)			陸上市内大会(鞘ヶ谷競技場)
6	水	英語村体験学習(3年)	18	月	海の日
7	木	授業づくり研究授業(理科・保体)	19	火	給食最終日・学年集会
8	金	サイエンスガールプロジェクト(2年)	20	水	終業式・全校集会・ノー部活デー
9	土	バスケットボール区内大会(枝光台中)	21	木	バスケット市内大会(総合体育館)
10	日	バスケットボール区内大会(枝光台中) 体操市内大会(九州国際大学付属高校)	22	金	バスケット市内大会(総合体育館) ひまわり学習塾開級式 9:00
11	月	平和学習	※いよいよ夏休み間近です。長い休みは早めに宿題を終わらせましょう。		
12	火	保護者会(1日目)			

7月1日は国民安全の日です！

7月1日は「国民安全の日」。産業災害、交通事故、火災等に対する国民の安全意識の高揚等の国民運動展開のために創設されました。

昭和31、32年になり、生産、輸送の活発化に伴って、これらに携わる人々の工場、鉱山、事業場での事故(産業災害)が多くなる傾向を示し、加えて、火薬関係の爆発災害が相次ぐなど憂慮すべき事態になっていました。このため、政府は、昭和33年に産業災害を減少させるための5か年間の目標を立て、この目標を達成するため種々の対策を推進することを決定しました。しかし、その後においては、産業災害だけでなく、自動車の激増に伴って自動車事故が日々続発する状況となり、国

民生活は、いろいろな災害に日夜脅かされるといっても過言でないような事態に陥ってきつつありました。このような状況の下に、各種の安全対策の強化に併せて、従前から行われていた産業安全運動、交通安全運動等の各種の安全運動を一層発展させるとともに、広く国民各層を含めた自主的な安全運動組織をつくり、国民一人一人がしっかりした安全意識を深めていくように、いろいろな安全教育を、学校、職場、家庭等の分野で十分行うことが必要であるということが、各方面で強く認識されるようになりました。

「国民安全の日」は、このような情勢を背景として、昭和35年5月に、国民各界の一致した要望の下に、産業安全、交通安全、火災予防、学校安全、海難防止等を一丸とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基盤となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動展開のため創設されたものです。

子ども及び高齢者の事故防止のため、地域、学校、家庭等生活環境の地域ぐるみの点検整備及び安全教育を推進するに当たっての具体的な取組の例は、次のとおりです。

	対策項目	具体的な取組例
① 交通安全	(1) 道路交通環境の整備を図る。	【通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策による取組】 【未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策による取組】 ○歩道の設置・拡充、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備 ○横断歩道の設置・更新、路側帯の設置・拡幅 ○「ゾーン30プラス」の整備をはじめとする生活道路対策の推進
	(2) 地域・家庭ぐるみの交通安全教育の充実を図る。	○春・秋の全国交通安全運動を通じた交通安全思想の普及啓発活動等の推進 ○参加・体験・実践型交通安全教室の実施(スクエアード・ストレイト方式を活用した自転車教室、安全運転サポート車の体験等) ○交通安全教育及び交通指導員等に対する研修の実施(地域の高齢運転者のリーダー格となる人材を養成するための参加・体験・実践型の講習、交通ボランティア、交通指導員等を対象とした研修) ○VR啓発動画(子供が交通事故の状況等について直観的に理解できる啓発プログラム)の作成等調査研究の実施
② 学校安全	(1) 交通事故防止、防災、水難事故防止、防犯等に対する安全教育の徹底を図る。	ア 各教科等における安全教育の充実 イ 学校行事における交通安全指導及び実効性のある避難訓練等の強化 ウ 水泳指導における安全のための管理及び指導の徹底
	(2) 学校の施設及び設備の安全点検整備の徹底を図る。	ア 校庭、運動場等の危険物の除去及び遊具施設の安全点検及び整備 イ 理科室、家庭科室等特別教室の薬品、電源、ガス等の安全管理の強化 ウ 階段、昇降口、屋上等の危険個所の安全点検及び整備 エ 避難経路や防災に関する施設・設備の安全点検及び整備 ※ア～エについては、複数の視点(専門家、保護者、児童・生徒等)で行うよう配慮する
	(3) 家庭・地域の安全関係機関、団体等との連携の強化による事件・事故防止対策を推進する。	ア 通学路の安全点検及び安全確保 イ 子供の遊び場や水泳場の安全確保
③ 防火対策	(1) 高齢者を火災から守るため、防火対策の指導の強化を図る	一人暮らしや寝たきりの高齢者に対する防火対策の指導の強化 (7) 住宅用火災警報器、住宅用消火器及び住宅用スプリンクラー設備等の住宅用防災機器等の普及推進 (1) 確実な避難手段の確保 (ウ) 寝たばこの防止と就寝前の安全の確認 (イ) 防災物品及び防災製品の普及推進
	(2) 子供に対する防火教育(保護者を含む。)の指導を推進する。	ア 年齢に応じた防火教育の徹底 (7) 火遊びの危険性の周知徹底 (1) 幼年及び少年消防クラブの育成強化 イ 確実な避難方法の指導 ウ 子供だけの留守番時における火災予防の指導の強化 エ 暮らしの中における防火の習慣の定着化の推進



